

グレーチングバルコニー等の建築面積の算入について

グレーチングバルコニーやスノコ状のバルコニーなどについて、一定の条件のもと、建築面積に算入していませんでしたが、下記の取り扱い時期以降の申請につきましては、建築基準法第2条第1項第1号および建築基準法施行令第2条第1項第2号に基づいて、建築面積を算定することとします。(緩和の扱いを取り止めます。)

また、許可申請・認定申請等についても同様に取り扱います。

取り扱い開始時期について

平成28年2月1日とする。